

# 金沢市市民芸術文化公演活動促進奨励金交付要綱（改正後）

（令和3年3月19日決裁）

改正 令和3年7月30日決裁

令和3年8月18日決裁

令和3年9月10日決裁

令和4年3月 3日決裁

令和5年3月30日決裁

令和6年3月22日決裁

令和7年3月24日決裁

令和8年2月27日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、芸術文化公演活動を行う市民団体を支援し、本市の芸術文化の振興及び芸術文化によるまちなかのにぎわい創出を図るため、演劇、音楽等の公演の実施に要する費用に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民団体 次のア及びイに掲げるいずれの要件にも該当する団体をいう。

ア 芸術文化活動を主目的とする団体であること。

イ 市内に団体の事務所等を設置していること。

(2) 市民芸術文化公演活動促進事業 市民団体が実施する次のアからカまでに掲げる全ての要件に該当する事業で、第5条の認定を受けたものをいう。

ア 中心商業地に位置し、主に公演に使用されている、500席以上の固定席を持つ施設として別表第1の左欄に掲げる施設において、それぞれ同表の右欄に掲げる場所で公演を実施すること。

イ 最も高い入場料が1,000円を超えないものであること。

ウ 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動を目的とする事業でないこと。

エ 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間に行う事業であること。

オ 営利を目的としないと認められるものであること。

カ 特定の企業名等を公演名に付さないものであること。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、予算の範囲内において、市民芸術文化公演活動促進事業を行う一の市民団体に対し、1回限り交付する。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、市民芸術文化公演活動促進事業の実施に必要な経費（以下この項において「事業費」という。）のうち、別表第2に掲げる費用の合計額（当該合計額が200,000円を超えるときは200,000円）とし、その額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）は、事業費から入場料その他の事業収入を除いた額を超えないものとする。

(認定の申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする市民団体は、次の各号に定める期間のうち、市民芸術文化公演活動促進事業に係る公演日の属する区分に応じ、当該各号に定める日までに、市民芸術文化公演活動促進事業の計画の認定を市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

(1) 令和8年4月1日から同年6月30日まで 令和8年4月30日

(2) 令和8年7月1日から同年9月30日まで 令和8年6月20日

(3) 令和8年10月1日から同年12月31日まで 令和8年9月20日

(4) 令和9年1月1日から同年3月31日まで 令和8年12月20日

2 市長は、前項の規定による計画の認定の申請があったときは、その内容を審査し、第10条に定める市民芸術文化公演活動促進事業選定委員会との議を経て、奨励金の交付の対象であると認定したときは、その旨を当該申請をした市民団体に通知する。

(認定の取消し)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 当該認定に係る計画の内容と異なる事業を行ったとき。

(3) 前条の認定を受けた者から当該認定に係る計画を取りやめる旨の届出があったとき。

(4) 次条第1項に定める期間内に、同項の規定による奨励金の交付の申請を行わないとき。

(交付の申請等)

第7条 第5条の認定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る市民芸術文化公演活動促進事業が完了した日から15日以内に、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき、又は奨励金の交付を受けたとき。

(2) 法令違反その他の不適当な行為があったとき。

(3) その他奨励金を交付することが不適当であるとき。

(適用除外)

第9条 当該市民芸術文化公演活動促進事業に関し、他の制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた市民団体に対しては、この要綱による奨励金は、交付しない。

(選定委員会)

第10条 奨励金の適正な交付により市民団体による芸術文化の振興及び芸術文化によるまちなかのにぎわい創出を図るため、市民芸術文化公演活動促進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、奨励金の交付の対象となる公演の目的、内容、交付要件等について意見を述べることができる。

3 選定委員会は、委員5人以内をもって組織し、任期は、令和9年3月31日までとする。

4 選定委員会の委員は、芸術、文化等に深い知識を有する者、商業関係者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第11条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定による奨励金の交付の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月22日決裁)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年度分からの奨励金について適用し、令和5年度分までの奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月24日決裁)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年度分からの奨励金について適用し、令和6年度分までの奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年2月27日決裁)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項及び附則の改正規定は、同年2月27日から施行する。
- 2 改正後の金沢市市民芸術文化公演活動促進奨励金交付要綱第2条第2号及び第5条第1項の規定は、令和8年度分からの奨励金について適用し、令和7年度分までの奨励金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

施設名	公演の場所
金沢歌劇座	ホール
金沢市文化ホール	ホール
北國新聞赤羽ホール	ホール

別表第 2（第 4 条関係）

区分	費用の例示
会場使用料	ホール、楽屋、練習室、会議室、照明設備、映写設備、音響設備、舞台設備等の使用料金